

鑑定評価書（平成 30年地価調査）

平成 30年 7月 10日 提出
奈良(林) - 1 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社 倉田総合鑑定	
奈良(林) - 1	奈良県	奈良県第3分科会	氏名	不動産鑑定士 倉田 智史	印
鑑定評価額	1,480,000 円	10a当たりの価格	15,500 円／10a		

1 基本的事項

(1)価格時点	平成 30年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 30年 7月 6日	(6)路線価	[平成 30年 1月] 路線価又は倍率	円／m ²
(2)実地調査日	平成 30年 6月 30日	(5)価格の種類	正常価格		1.0 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	吉野郡上北山村大字河合 592番				②地積 (m ²)	95,206										
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況				⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制							
	雑木林地（クヌギ）	標高 700m、約 30 度の北東に向傾斜の雑木の自然林地域				公道隣接	3.5m 林道	大和上市	河合	都計外地森計							
(2) 近隣地域	①範囲	東 100m、西 100m、南 250m、北 250m															
	②標準的規模等	規模 95,000 m ² 程度、形狀 ほぼ長方形、方位・傾斜度（北東）向 30°															
	③地域的特性	特記 事項	特記すべき事項はない	道 路	3.5m 林道	交通 施設	大和上市 南東 48km	法令 規制	対象基準地と同じ								
	④地域要因の将来予測	当該地域はクヌギ等の雑木が存する地域であり、近年の林業従事者の減少や高齢化を反映し、今後も当分この傾向が続くものと予測される。															
(3)	最有効使用の判定				(4) 対象基準地の個別的原因	山村奥地林地			ない								
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 15,500 円／10a															
	控除法	控除後価格 / 円／10a															
	収益還元法	収益価格 / 円／10a															
(6)	市場の特性								同一需給圏は上北山村を中心とした奈良県南部の圏域。需要の中心は地元林業経営者に多いと思われる。近年の林業不振の影響で需要は弱い状況にあり、取引自体が殆ど無く、取引されても個別的な事情による価格であるため、需要の中心となる価格帯の把握は困難である。								
(7)	試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由								雑木（クヌギ等）の自然林地域であり、宅地転換の可能性は低く、林業経営が悪化を続けており、雑木林の多い地域であり、収益目的の取引は殆ど無い。したがって、収益還元法は適用せず、比準価格を標準に、鑑定評価額を上記の通り決定した。なお、本件では同一需給圏内の類似地域において類似の地価公示標準地がないため、公示価格を標準とした価格は求めない。								
(8) 公示価格を規準とした価格	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である <input checked="" type="checkbox"/> できない																
公示価格を規準とした価格	① 標準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円／m ²)	⑦内訳	交通自然 宅地化 行政 その他 地域要因 交通自然 宅地化 行政 その他								
	公示価格	円／m ²	[100]	[100]	[100]	[100]											
(9) 対象基準地からの前年検討	①対象基準地の検討	③価格変動形成要因の状況	〔一般的要因〕 当村は旧来からの地元住民が中心で生活利便性も劣ることから人口は減少、高齢化率も高まっており、地価水準も下落が継続している。														
標準基準地からの前年検討	■前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規		〔地域要因〕 直接的な地域要因の変化はないが、林業経営の低迷を反映して林地の需要は低迷している。														
	前年標準価格 16,100 円／10a		〔個別的原因〕 個別的原因の変動は認められない。														
	②変動率																
	年間 -3.7 %																

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成 30年 7月 10日 提出
奈良(林) - 2 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	大和不動産鑑定株式会社奈良支社
奈良(林)	-2	奈良県	奈良第1分科会	氏名 不動産鑑定士 河南 直 印
鑑定評価額		5,680,000 円	10a当たりの価格	2,040,000 円／10a

1 基本的事項

(1)価格時点	平成 30年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 30年 7月 6日	(6) 路線 価	[平成 30年 1月] 路線価又は倍率	円／m ²
(2)実地調査日	平成 30年 7月 3日	(5)価格の種類	正常価格		45.0 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2. 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書（平成30年地価調査）

平成30年7月10日 提出
奈良(林) - 3 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社田畠不動産鑑定士事務所	
奈良(林) - 3	奈良県	奈良第2分科会	氏名	不動産鑑定士	田畠惣臣 印
鑑定評価額		3,360,000 円	10a当たりの価格		110,000 円／10a
1 基本的事項					
(1) 価格時点	平成30年7月1日	(4) 鑑定評価日	平成30年7月7日	(6) 路線価又は倍率	円／m ²
(2) 実地調査日	平成30年7月1日	(5) 価格の種類	正常価格	倍率種別	2.2倍
(3) 鑑定評価の条件 当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨					
(1) ①所在及び地番 宇陀市榛原内牧909番1 ②地積 (m ²) 30,579					
基準地	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況	⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離
	用材林地(杉)	杉の人工林を中心に形成される林地地域	道路3m未舗装道	榛原路	内牧
		公道隣接	0m	9km	0.2km
					⑩地域の特性 農村林地
(2) ①範囲 東 500m、西 500m、南 500m、北 350m					
近隣地域	②標準的規模等 規模	20,000 m ² 程度	形狀 不整形	方位・傾斜度 (北東) 向	17°
	③地域的特性 特記	特に無し	道 路	対象基準地と同じ	交通 近鉄大阪線 榛原駅 南東 9km
	事項			施設	法令 地域規制 「調査」 地森計 (その他) 土砂災害警戒区域
④地域要因の将来予測	市街化調整区域内の山林であり、周辺には集落等も認められる。比較的変動が小さい地域で、外部からの特段の影響を与える要因も認められない。当面は現状を維持しつつ推移し、地価は下落傾向で推移すると予測する。				
(3) 最有効使用の判定 林地 (4) 対象基準地の個別的原因 ない					
(5) 鑑定評価の手法の適用 取引事例比較法 比準価格 110,000 円／10a					
	控除法	控除後価格	/	円／10a	
	収益還元法	収益価格	/	円／10a	
(6) 市場の特性 同一需給圏は奈良県の林地である。需要者の中心は、同一需給圏内に地縁を有する者が中心である。木材価格の低迷を受け、林業経営は採算が困難な状態が継続しており、また、27年5月には奈良県林業基金が経営破綻した。過疎化の進行により、林地の需要も低迷している。取引は僅少であり、動機も多様であり、価格にも非常に大きなばらつきがあるため、中心となる価格帯を見出すのは困難な状況にある。					
(7) 評価額の調整及び鑑定評価額の決定の理由 比準価格は類似性を有する地域内の事例を選択採用し、試算した価格で、市場動向を反映した相対的に規範性の高い価格である。収益価格は林業収益の採算性に基づき試算する価格であるが、長期間にわたり、想定要素を含み、林業経営の悪化等により収益計算が困難であり収益還元法は断念した。また、宅地化の可能性が低いことから控除法の適用も行わない。したがって、比準価格を採用し、鑑定評価額を決定した。					
(8) <input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である <input checked="" type="checkbox"/> できない					
公示価格を規準とした価格	① 標準地番号	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較
	公示価格 円／m ²	[]	[]	[]	[]
	100	100	100	100	(円／m ²)
					⑦ 内訳
					標準化補正
					交通 自然 宅地化 行政 その他
					地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他
(9) 対象基準地からの前年の検討 ① 対象基準地の検討 ③ 価格変動形成要因の					
	<input type="checkbox"/> 前年基準地 <input checked="" type="checkbox"/> 新規	円／10a	〔一般的要因〕 木材価格は低迷しており、山林の地価は下落傾向が継続している。太陽光パネル設置を目的とした取引も認められる。		
	前年標準価格		〔地域要因〕 周辺に集落の存する農村林地である。一般的要因の影響を受け需給動向は未だ低迷している。このため地価は下落傾向で推移している。		
	② 変動率		〔個別的原因〕 特段の変動要因は認められないと判断した。		
	年間 %				

鑑定評価書（平成 30 年地価調査）

平成 30年 7月 10日 提出
奈良(林) - 4 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	千里不動産鑑定事務所
奈良(林)	-4	奈良県	奈良県第3分科会	氏名 不動産鑑定士 上山英雄 印
鑑定評価額		1,100,000 円	10a当たりの価格	27,400 円／10a

1 基本的事項

(1)価格時点	平成 30年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 30年 7月 6日	(6)路線価	[平成 30年 1月]路線価又は倍率	円／m ²
(2)実地調査日	平成 30年 6月 30日	(5)価格の種類	正常価格		1.2 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書（平成 30 年地価調査）

平成 30年 7月 10日 提出
奈良(林) - 5 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	近鉄不動産株式会社
奈良(林) -5	奈良県	奈良第1分科会	氏名	不動産鑑定士 中北 真 印
鑑定評価額		654,000 円	10a当たりの価格	189,000 円／10a

1 基本的事項

(1)価格時点	平成 30年 7月 1日	(4)鑑定評価日	平成 30年 7月 2日	(6) 路 線 価	[平成 30年 1月] 路線価又は倍率	円／m ²
(2)実地調査日	平成 30年 7月 2日	(5)価格の種類	正常価格		6.2 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基 準 地	①所在及び地番					②地積 (m ²)	3,458	
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況	⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制	都計外地森林
用材林地(檜)	農地に接し、桧・杉・竹・雑木等が混生する林地	市道3.5m 公道隣接 0m	東3.5m市道	月ヶ瀬口	月瀬	15km	0.5km	⑩地域の特性 農村林地

(2) 近隣地域	①範囲	東 200m、西 100m、南 300m、北 200m
	②標準的規模等	規模 3,500 m ² 程度、形状 不整形、方位・傾斜度（西）向 40°
	③地域的特性	特記 標高約250m 事項 道路 3.5m市道 交通施設 月ヶ瀬口駅 南 15km 法令規制 都計外 地森計
	④地域要因の将来予測	近隣地域は都市計画区域外にある用材林と雑木が混生する林地地域であり、今後も現況を維持していくものと予想される。地価は下落傾向で推移していくものと思料される。

(3) 最有效使用の判定	農村林地			(4) 対象基準地の個別的要因	ない		
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	189,000 円／10a				
	控除法	控除後価格	/ 円／10a				
	収益還元法	収益価格	/ 円／10a				
(6) 市場の特性	同一需給圏は概ね奈良市東部及び山添村の山間部である。需要者の中心は地元の農林業経営者並びにその関係者が大半である。近年の林業の不況及び林業従事者の減少を反映し、林地需要は弱い。取引については隣接所有者、周辺所有者によるものが多く、個別性が強いことから、需要の中心となる価格帯の把握は困難である。						
(7) 評価額の調整及び鑑定評価額の決定の理由	対象基準地の存する地域において、林業での収入獲得を目的とする市場が形成されていないと判断されるため、収益還元法の適用は断念した。一方、自己保有目的の取引が中心である市場の特性から、実際の取引事例により求めた比準価格は、市場の実態を反映し実証的である。よって比準価格を標準とし、鑑定評価額を上記の通り決定した。						

(8) 公示価格を規準とした価格	□ 秤量的検討が可能である		■ できない		⑦ 内訳	標準化補正	交通 自然 宅地化 行政 その他	地域要因	交通 自然 宅地化 行政 その他
	① 標準地番号	-	② 時点修正	③ 標準化補正					
	公示価格	円／m ²	[100]	[100]	[100]	[100]			

⑨ 対象基準地からの検討	①対象基準地の検討	③ 価格形 成要 因の	〔一般的要因〕 林業従事者は減少傾向にあり、林地需要も低調である。地価は依然として弱含みである。
	■ 前年基準地 □ 新規		〔地域要因〕 農村林地地域として成熟しており、地域要因について特段の変動は認められず、当面は現状のまま推移するものと思料される。
	前年標準価格 191,000 円／10a		〔個別的要因〕 個別的原因に変動はない。
②変動率	年間 -1.0 %		